

只木ゼミ後期第6問検察側反対尋問レジュメ

文責:3班

- 5 1.本問のように自己もしくは第三者の利益を図る意思と、本人の利益を図る意思が併存する場合、弁護側は動機の有無をどのように判断するのか。
- 2.弁護側は図利加害目的の認識の程度はどの程度必要だと考えているか。
- 3.弁護レジュメ 1 頁 22 行目において、「本人の利益を図る目的でない場合は図利加害目的を肯定することになる」とあるが、弁護側は消極的動機説の定義についてどのように理解しているのか。
- 10 4.弁護側の採用する学説について、積極的動機を要求する根拠は何か。またそのような微妙な主観的要件で可罰性の有無を判断することは適切だと考えているのか。

以上